

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第6条に規定するサービス提供日、内容その他必要な事項
- (2) 条例第18条第2項に規定する苦情の内容等
- (3) 条例第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

(設備の基準)

第4条 条例第9条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1人
- (2) 指導員 2人以上

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第55号

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める福祉ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物とする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(記録の整備)

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条に規定するサービスの提供日、内容その他の必要な事項

- (2) 条例第16条第2項に規定する苦情の内容等
- (3) 条例第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置
(設備の基準)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、原則として、1人とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第56号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(指定児童発達支援の事業所の従業者の配置の基準)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示230号)に規定する者とする。

3 条例第6条第2項の機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じ専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を第1項第1号の指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 条例第6条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上